

第2章 復興都市づくりの概要

1 復興都市づくりの基本的な考え方

地震動やこれに起因する火災又は津波により都市に甚大な被害が発生した場合、まず、被災者の救援・救護、生活物資の供給等の応急対策やライフライン・公共施設等の災害復旧活動が進められ、並行して様々な主体により復興活動が開始される。

復興都市づくりについては、被害が少なく、又は都市基盤が整備済みの地区は、自主再建を原則としつつ、必要に応じて即地的に復興事業や各種補助制度を活用して行われることとなる。

一方、都市基盤が未整備の地区（表2-5参照）が甚大な被害を受けた場合には、自主再建により再度不良な街区が形成され、将来的に同様の災害を繰り返す恐れがある。このような地区については、市街地開発事業や都市施設等の導入により、市街地の改造を行い、良好な市街地の形成及び都市基盤の整備を図る必要がある。（表2-1参照）

都市計画事業により市街地の改造を行う場合、災害直後の混乱期に住民合意等、所要の手続きを踏むことは非常に困難である一方、生活の再建に向けた個々の建築物の復旧活動は比較的早期に始まる可能性がある。

このため、復興活動に都市計画事業を前提とする場合には、被災後早期に建築活動の制限を図る区域、すなわち都市計画事業による復興を図る区域を特定して、まず都市計画事業の妨げとなる建築行為を制限する必要がある。

この建築制限と並行して復興都市計画事業について、関係住民との合意形成を図り、都市計画決定を経て事業に着手し、復興都市づくりを進めることとなる。

この都市計画事業による復興都市づくりを災害復興都市計画といい、その一連のプロセスは、概ね図2-1のようになる。

表2-1 復興都市づくりのイメージ

	都市基盤未整備	都市基盤整備済
大被害地区	都市計画事業により市街地の復興を図る	自主再建を促進するため、即地的に復興事業や補助制度を活用する
中被害地区	自主再建を促進するため、即地的に復興事業や補助制度を活用する	自主再建を誘導する
小被害地区	自主再建を誘導する	自主再建を誘導する

※被害地区の区分については表2-4（P.7）、都市基盤の整備状況の区分については表2-5（P.8）参照

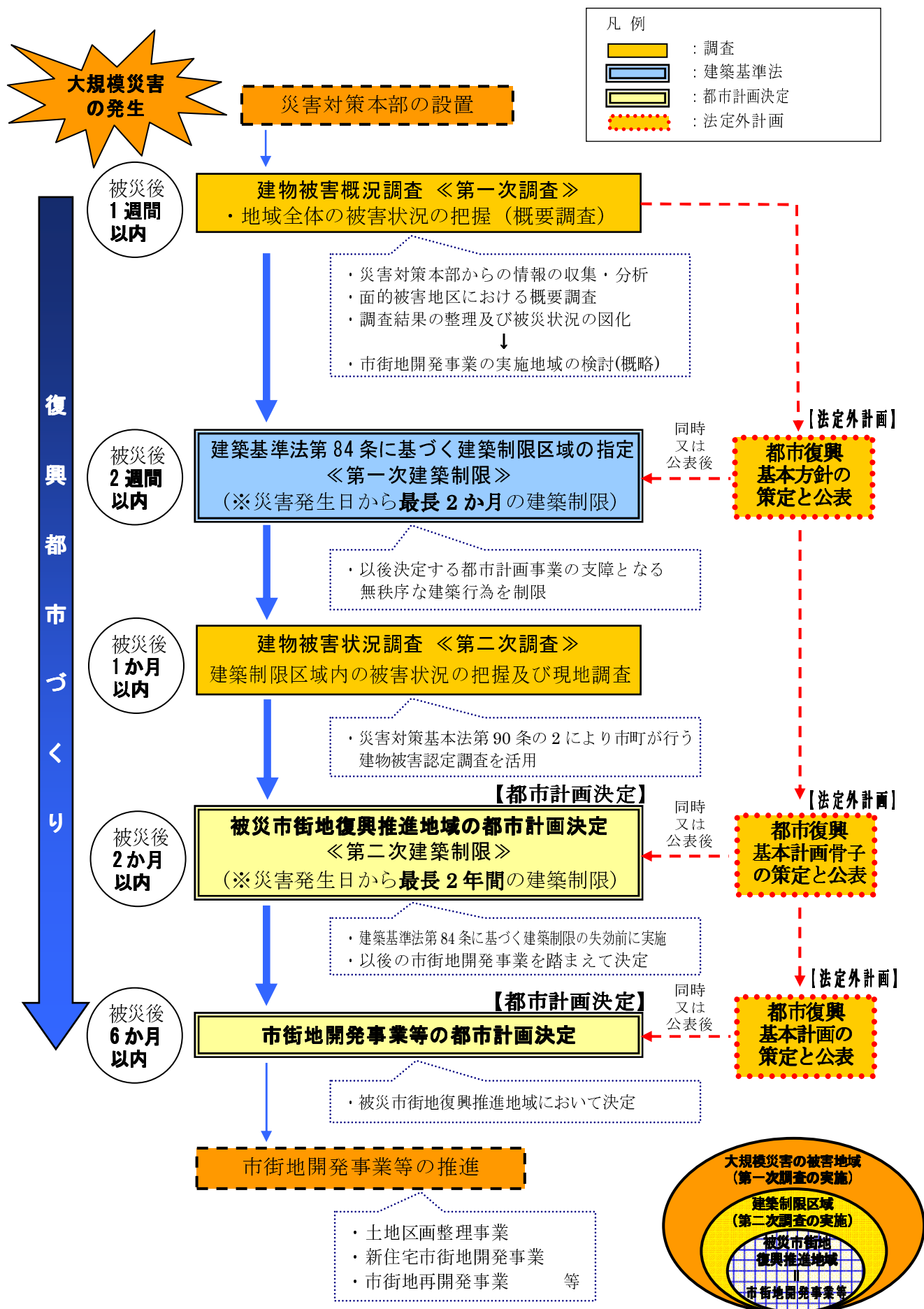


図2-1 災害復興都市計画のプロセス

イメージ図

なお、都市計画は、都市計画区域内において定めるものであるが、都市計画区域の指定要件のひとつに、火災、震災等の災害により市街地を形成している部分の建築物の相当数が滅失した場合で、当該市街地の健全な復興を図る場合（都市計画法施行令第2条第5号）があるので、都市計画区域外であっても、都市計画区域を指定した上で災害復興都市計画を施行することは可能である。（県内では、作木都市計画区域（廃止済）の事例がある。）

2 復興都市づくりのための建築制限

復興都市計画事業の実施に向け、都市計画決定までの間、事業の妨げとなる建築行為の制限を行う必要があるが、現制度下において、建築制限の方法は、被災から1か月を限度（最大2か月まで延長可）として、建築基準法第84条に基づき特定行政庁*が行う建築制限と、被災後2年を限度として都市計画決定により行われる被災市街地復興推進地域によるものがある。

※特定行政庁

建築主事を置く市町村の区域における当該市町村の長をいい、その他の市町村においては、都道府県知事をいう。広島県内では、広島市、呉市、福山市、三原市、尾道市、東広島市、廿日市市。その他の市町は広島県。

災害直後の混乱期において、都市計画決定を伴う被災市街地復興推進地域の指定を速やかに行うことは困難であることから、まず建築基準法第84条の建築制限を行い、被災後2か月以降は被災市街地復興推進地域の指定に移行することが一般的な方法と考えられる。本マニュアルでもこの考え方を踏襲し、前者を「第一次建築制限」、後者を「第二次建築制限」と称して進めるものとする。（表2-2参照）

表2-2 建築制限の種類等

建築制限の種類	決定権者	建築制限の期間
第一次建築制限 （建築基準法第84条）	特定行政庁	被災後1か月まで （最大2か月まで延長可）
第二次建築制限 （被災市街地復興推進地域） 被災市街地復興特別措置法第5条	市町	被災後2年まで （都市計画事業が決定された場合は解除）

（根拠条文については、巻末参考資料参照）

なお、市街地開発事業等が都市計画決定された場合は、第二次建築制限は解除され、都市計画法第53条第1項の規定に基づく建築制限に移行することとなる。

上記各建築制限については、その内容に一部異なる点があるので、参考までに表2-3に概要を示す。

特に建築基準法第84条による第一次建築制限については、第二次建築制限に移行するまでの暫定的対応である。

また、災害復興都市計画により復興都市づくりを図る地区は、第二次建築制限区域に準拠する必要がある。

表2-3 各建築制限の比較

	建築基準法第84条 (第一次建築制限)	被災市街地復興特別措置法第7条 (第二次建築制限)	都市計画法第53条
対象区域	特定行政庁が被災市街地で指定する都市計画又は土地区画整理事業のため必要な区域	被災市街地復興推進地域	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域
規制内容	建築物の建築を制限又は禁止	土地の形質の変更，建築物の新築，改築，増築をする場合に都道府県の許可が必要	建築物の建築をしようとする場合に都道府県知事（市の区域内にあっては，当該市の長）の許可が必要
制限期間	被災後1か月以内 (最大2か月まで延長可)	被災後2年以内	都市計画事業の認可の告示まで
適用除外	①特定行政庁の定める建築制限の内容による。 ②建築基準法第85条第1項に基づく，応急仮設建築物※	①既存建築物の敷地内で行う車庫等の附属建築物の新築改築(2階以下で地階を有しない木造建築物) ②既存建築物の管理のために必要な土地の形質の変更 ③農林漁業者のために行う土地の形質の変更，作業小屋等の建築(床面積90㎡以下) ④非常災害のため必要な応急行為 ⑤都市計画事業が国・都道府県・市町村又は都市計画施設管理者が都市計画に適合して行う行為	①2階以下でかつ地階を有しない木造の建築物の改築又は移転 ②左記の④ ③左記の⑤ ④立体的な範囲を定める都市計画施設の区域で行う建築で離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの ⑤立体道路の地区計画に適合する道路一体建築物，施設管理者が行う建築物の建築
許可基準	—	①0.5ha以上の土地の形質の変更で市街地整備の実施を困難にしないもの ②自己の居住用又は自己の業務用の建築物(2階以下で地階を有しない木造，鉄骨造その他これらに類する構造で容易に移転除却可能，敷地300㎡未満)の建築及びそのための土地の形質の変更 ③買い取らない旨の通知があった買い取り不許可の土地における自己の居住用以外又は自己の業務用以外の建築物(2階以下で地階を有しない木造等で容易に移転除却可能，敷地300㎡未満)の建築及びそのための土地の形質の変更	①都市計画に適合する建築物の建築 ②2階以下で地階を有せず，主要構造物が木造，鉄骨造，コンクリートブロック造その他これらに類する構造であり，かつ，容易に移転又は除外できる建築物の建築 ③立体的な範囲を定める都市計画施設の区域外で当該施設の整備に支障のないもの

※建築基準法第85条第1項の規定により，非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で，特定行政庁が指定する区域内において，災害発生後1か月以内にその工事に着手する，①災害により破損した家屋の修繕，②国等が災害救助のために建築するもの，及び③被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が30㎡以内のものについては，建築基準法令の規定は適用しないものとされている。(但し，防火地域内は対象外)

3 災害復興都市計画による復興都市づくりを図る地区の設定基準

「1 復興都市づくりの基本的考え方」で示したとおり、「災害復興都市計画による復興都市づくりを図る地区」＝「建築制限区域」は、都市計画事業により復興を図ることを前提に、建築物に大きな被害が生じた市街地で、都市基盤が未整備の地区を指定するものとする。

【災害復興都市計画による復興都市づくりを図る地区】

- 都市計画区域内の建築物に大きな被害が生じた地区
かつ
- 都市基盤が未整備で、市街地開発事業等により市街地の復興を図るべき地区

これは、被災市街地復興特別措置法第5条第1項の被災市街地復興推進地域の指定要件を踏まえたものである。

被災市街地復興特別措置法（抜粋）

（被災市街地復興推進地域に関する都市計画）

第五条 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- 一 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- 二 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- 三 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

2 (略)

3 (略)

具体的には、後述する市街地の被害状況調査（第一次調査及び第二次調査）を踏まえ、次の考え方で行うものとする。

災害復興都市計画により復興都市づくりを図る地区の設定基準

① 被害状況の区分

被害状況の区分は次の3区分とし、地区毎に調査結果からいずれかに区分する。

表2-4 被害状況の区分

被害状況区分	判定の目安
大被害地区	全壊又は全焼している割合が概ね5割以上の地区
中被害地区	全壊又は全焼している割合が概ね3割以上5割未満の地区
小被害地区	全壊又は全焼している割合が3割未満の地区

② 都市基盤の区分

都市基盤の区分は次の2区分とし、調査結果からいずれかに区分する。

表2-5 都市基盤の区分

都市基盤 整備状況区分	判定の目安
都市基盤整備済	土地区画整理事業，市街地開発事業，開発許可による宅地開発事業等による面整備実施済みの地区
都市基盤未整備	上記の地区以外の地区で，次のいずれかに該当するもの ・ 総合計画・都市計画マスタープラン等に「都市拠点の形成」，「密集市街地の改善」，「市街地開発事業の実施による市街地の改善」等の市街地整備の位置付けのある地区 ・ 幅員4m未満の細街路が存在する地区 ・ 都市計画道路が未整備の地区 など

戦災復興土地区画整理事業や旧法の土地区画整理事業済み等の地区において，区画道路の整備等が低水準と認められる地区は基盤未整備とするなど，地域の実情に即して総合的に判断するものとする。

③ 復興地区区分の設定

被害状況区分及び都市基盤整備状況区分から，表2-6のとおり復興地区区分を設定し，緊急復興地区について，建築制限を実施する。

表2-6 復興地区区分

	都市基盤未整備	都市基盤整備済
大被害地区	緊急復興地区 (=建築制限区域)	復興促進地区
中被害地区	復興促進地区	復興誘導地区
小被害地区	復興誘導地区	復興誘導地区

なお，上記区分の設定にあたっては，表2-7の復興地区の定義と復興の基本的考え方を参考に，被害の原因分析に基づく整備の必要性や，市街地整備の優先度，都市計画マスタープランでの位置付け（都市拠点，密集市街地等）を踏まえ，総合的，即地的に判断するものとする。

表2-7 復興地区の定義と復興の基本的考え方

	地区の定義	復興の基本的考え方
緊急復興地区	比較的広い範囲で面的に被災し、かつ都市基盤を整備することが必要な地区で、重点的かつ緊急にまちづくりを行うことが適切と考えられる地区	復興事業の実施に向けた建築制限を行うとともに、都市計画事業の合意形成を図る。
復興促進地区	被害が散在、ある程度の面的被害も混在するなど、計画的に一体的なまちづくりにより復興を進めることが適切と考えられる地区	復興事業により部分的な改良の実施や、道路等の都市施設、地区計画の決定を行いながら、自主再建を促進する。
	基盤は整備済みであるが、被害が連担して発生しており、都市基盤において何らかの課題（延焼防止機能の不足など）を有する地区	被害の原因、地区の課題等に応じ、住民との復興事業に関する検討機会を設けるなど、防災まちづくり機運の醸成を促す。
復興誘導地区	被災が散在的にみられるが、自主再建などによる復興を誘導することが、適切と考えられる地区	自主再建を誘導する。 被害の原因、地区の課題等に応じ、用途地域見直しや地区計画の決定など、良好な地区環境の整備の誘導等を図る。

4 都市復興基本方針及び都市復興基本計画

都市復興基本方針及び都市復興基本計画は、都市復興のためのマスタープランとして、県及び市町において定めるものとする。

特に、被災後2週間以内に行うこととしている第一次建築制限にあたっては、私権制限となる建築制限のみを公表することは、復興に向けた情報が限られる中、住民の不安をいたずらに増大させる恐れがある。都市の復興を迅速かつ円滑に進め、かつ、復興に対する住民の不安を払拭するため、都市復興の目標や都市復興に向けた取組みについても併せて、広く一般に周知することが必要である。

都市復興基本方針は、このことを目的として、第一次建築制限の前提として策定、公表すべきものであり、次のような内容を示すものとする。

【都市復興基本方針に定める内容（案）】

- (i) 都市復興の理念
- (ii) 都市復興の目標
- (iii) 都市復興の方針

都市復興基本方針は、被災後2週間以内に策定することとなるため、後述するように本マニュアルではあらかじめ雛形を用意しているが、災害時には県及び市町の復興本部等において、総合的な復興方針・計画の策定が進められるため、都市の復興については、雛形を前提に全体との整合を図るとともに、発表の方法等について調整を行うものとする。

都市復興基本計画は、都市復興基本方針を具体化したものであり、復興都市計画事業の決定までに策定、公表することが望ましい。実際には単独での策定、公表ではなく、全庁的に定める震災復興計画の中にも含めるべきものであり、本マニュアルでは、計画に定めるべき内容のみ示すものとする。

【都市復興基本計画に定める内容（案）】

- (i) 復興の理念
- (ii) 復興の目標
- (iii) 計画期間
- (iv) 土地利用の方針
- (v) 被災市街地の復興方針
- (vi) 被災市街地の整備方針

5 災害復興都市計画

緊急復興地区に決定する都市計画事業は、土地区画整理事業、市街地再開発事業等、復興都市づくりに必要なものを定めるものとする。

被災市街地復興推進地域内において実施する市街地開発事業等については、被災市街地復興特別措置法において、換地の特例措置等が設けられているが、都市計画決定に係るものは、第二種市街地再開発事業に係る都市再開発法第3条の2第2号の要件の適用除外が行われている以外、特段のものはない。

都市計画手続きについても同様であり、基本的には「都市計画の手引き」に基づいて行うこととなる。

なお、被災市街地復興推進地域の都市計画決定については、市町が1か月程度の短い期間で都市計画決定を行わなければならないことを踏まえ、「都市計画の手引き」に定める県協議の標準日数35日以内については適用しないものとする。

6 災害復興都市計画決定時期の設定について

本マニュアルは、災害復興都市計画の決定時期を被災後6か月に設定している。

これは、本マニュアル制定の趣旨が、住民生活を早期に復旧するため、甚大な被害の生じた都市の復興を迅速に行うことを目的として策定するものであることを踏まえて設定した目標期間である。

しかしながら、災害復興都市計画は、当然に関係住民の合意を前提として決定されるものであることから、その合意形成に時間を要する場合は、目標期間を超過することもやむを得ないものとする。

ただし、その場合でも都市計画法第53条による建築制限（都市計画施設の区域などにおける建築制限）よりも強力な建築制限を実施していることを踏まえると、できるだけ早期に合意形成を進めることが望ましい。（なお、東日本大震災では、この点を迅速に進めるため、まず土地区画整理事業の区域のみを決定し、公共施設の配置等は別途、住民との合意形成を踏まえた後に都市計画の変更で対応する多段階式を採用している例が見られる。）

また、被災市街地復興特別措置法第5条第3項の規定により、被災市街地復興推進地域による建築制限は、災害の発生した日から2年以内に限られるとともに、同法第6条第1項の規定により、市町はできる限り速やかに同地域内において地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業等の市街地開発事業の施行、市街地の緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講じる責務を負うこととなっているので、このことに留意する必要がある。

なお、東日本大震災のように未曾有の災害であって、被害が甚大かつ広範囲に渡る場合には、特別立法により、災害復興都市計画や建築制限期間に特例が設けられる場合もある。このような場合、本マニュアルの目標期間等は当該特例に即して、別途改めて設定するものとする。

7 住民との合意形成の推進

復興都市づくりにおける住民との合意形成については、復興の緊急性や建築制限など限られた期間内での対応となること、被災後の混乱等により住民の所在把握が困難となること等課題は多いが、円滑な復興事業の推進に向け、住民への情報提供、住民からの意見聴取等に努め、住民の理解と協力を得ることが重要である。

一方で、都市計画決定や都市計画事業は、専門用語や手続き内容等、一般的には難解なものであり、災害後の混乱期に、復興都市づくりについて住民の理解を得ることは困難を極めることが予想される。

このため、非常時に合意形成を円滑に進める上での事前の取組みとして、住民のまちづくり活動の推進や、知識の普及啓発等が有効であると考えられる。

【事前の取組みの例】

- 住民のまちづくり活動の推進
自治会等の活性化やまちづくり組織の設立・運営等により、地域コミュニティの形成を図るとともに、住民主体のまちづくり活動を推進する。
- まちづくり知識の普及啓発
住民を対象とした出前講座、ワークショップ等により、まちづくり知識の普及啓発を図る。
- まちづくり支援制度
まちづくり組織の設立・運営に関する助成制度や、ワークショップ支援、アドバイザー派遣制度等を整備する。
- 復興都市づくり事前計画の検討
地震により甚大な被害が想定される地区等において、ワークショップ等を通じて復興都市づくりの素案検討等を行い、復興後の都市の姿を行政・住民で共有しておくこと。
- 民間団体等との連携強化
行政 OB、まちづくり NPO、その他団体との連携体制を整備し、行政のマンパワーを補完する仕組みづくりを行うこと。

また、事後の取組みとしては、合意形成を進める上で、住民側に意見、要望等を取りまとめ、行政との窓口となる組織として、住民の代表者で構成される住民協議会の組織化が有効と考えられる。

住民の代表者の選出にあたっては、事業等の導入が想定される単位又は町丁目、学校区等の既存の社会圏域で区分し、その区分毎に既存まちづくり協議会がある場合は、その会員のほか、自治会役員等、地域のリーダー的存在の住民に限らず、地権者や借家人等、多様な住民を役員として選出し、構成することが考えられる。

住民協議会は、最終的には住民の自治により決定、組織化されるべきものであるが、災害時にはよほど普段からの体制づくりが進んでいない限り、自発的な組織形成は難しいと考えられ、行政のバックアップも必要である。

このように、都市の復興を進める上では、事前及び事後の取組みを通じて住民との合意形成が円滑かつ速やかに進められるような仕組みを普段から整えておくことが望ましい。

8 平時の取組み

被災後の復興都市づくりにおいて、都市計画行政に携わる者は、時間が限られる中、矢継ぎ早に多様な判断をしていくことが求められる。

このため、住民との合意形成に係る事前の取組みと同様、執行体制等についても平時から非常時を想定した備えをしておくことが望ましい。

以下には、平時における行政の執行体制づくりに関する取組みとして考えられるものを参考として挙げる。

【平時における執行体制づくりの取組みの例】

○ 復興都市づくりに関する業務体制の明確化

本マニュアル等、復興都市づくりにおいて都市計画担当部局が行うべき業務を踏まえ、全庁的な応急・復旧・復興の各ステージにおける都市計画担当部局に必要な人員等、執行体制を明確化しておく。

○ 都市計画関係以外の関連組織との連携

本マニュアルでは、被害調査に市町が行う建物被害認定調査や、建築部局が行う被災建築物応急危険度判定を活用したり、住民との合意形成に向けて地域の組織等と連携することとしている。

平時における業務では関係の少ない組織もあるので、防災体制の検討等の際に、本マニュアルを実施するにあたり、連携すべき組織等を予め想定しておく。

○ 地図データ等の事前準備

建物被害調査のための住宅地図や、災害復興都市計画に使用する各種図面、関係法令や補助制度に関する図書等については、電子データだけでなく、紙媒体で常に最新のものを備えるよう努める。

○ 都市計画のマスタープランの整備

災害復興都市計画は、都市計画区域マスタープラン及び都市計画マスタープランを踏まえて行うものである。

特に都市計画マスタープランについては、地域の整備計画を示すものであり、内容の充実を図る。

○ 防災上の課題のある地区の把握

ハザードマップの整備等により、地震、火災、津波等の各種災害に対する都市防災上の課題を把握しておくとともに、都市基盤の整備状況についても、地図上で把握しておく。(市街地の災害危険度の判定については、「都市防災実務ハンドブック(地震防災編)」が参考になる。巻末の参考資料に地区レベルの危険度評価の方法を参考に記載している。)

○ 災害復興都市計画素案の作成

都市防災上課題があり、災害によって大被害が予測される地区については、都市の整備改善の方法について、調査・計画を行い、災害復興都市計画素案を作成しておく。(また、この素案を基に地元との事前の合意形成を進めておくことも考えられる。)

(次頁へ続く)

【平時における執行体制づくりの取組みの例】（前頁からのつづき）

○ 事前演習の実施

復興地区区分の設定から災害復興都市計画案の取りまとめ等，災害復興都市計画の各ステップを演習として行って，災害復興都市計画のプロセスを深く理解するとともに，マニュアルの課題の抽出，改善を行う。

○ 法制度等に関するノウハウの蓄積

災害復興都市計画にあたっては，住民の様々なニーズに対応するため，災害復興都市計画に関するもののみならず，様々な法律や補助制度等についての知識が求められるため，平時からこうした情報の収集，ノウハウの蓄積に努める。

○ 災害復興都市計画を進める上での想定

過去の大災害における災害復興都市計画の課題等を事例研究するとともに，自らの自治体が被災した場合における対応等や，想定される課題等を想定，抽出しておく。（※本マニュアルでは，復興土地区画整理事業において予想される課題等について，マニュアル（案）策定のWGで想定したものを参考資料に記載している。）

○ 防災都市づくりの推進

都市防災上課題のある地区等については，平時から課題の解消に向け，事業の導入等を図る。

9 大規模災害からの復興に関する法律

東日本大震災においては，東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進等を目的として，東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「特区法」）が制定され，土地利用については，復興整備計画の作成による特例措置が設けられている。

この法律では，市街地開発事業等の復興整備事業及びこれに関連する土地利用基本計画，都市計画等の土地利用に係る手続きについては，復興整備計画に位置づけることにより，各個別法の認可，許可等があったものとみなされ，さらに被災市町村等は国の関係行政機関等からなる復興協議会を組織して，復興整備計画に位置づける事業等の協議・同意手続きを一括して行うことができるとされている（＝手続きのワンストップ化）。

平成25年6月21日に施行された大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」）では，「特定大規模災害」を対象とし，特区法の土地利用に係る特例とほぼ同様の規定を設けて一般化している。

ただし，特区法，復興法ともに各個別法で必要とされる手続きが省略されるものではない点に注意を要する。都市計画に関しては復興協議会に諮る前に，二週間の案縦覧及び都市計画審議会の議を経なければならない他，都市計画法その他の法令

の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続きを経ることとなっており，都市計画単体として見た場合，手続きの簡略化や手続き期間の短縮等のメリットはない。（復興法第12条第4項，同第7項及び同第8項）

大規模災害からの復興に関する法律の概要

平成25年6月21日公布

背景

東日本大震災の教訓と課題を踏まえた復興の枠組みの創設

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した昨年6月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

法律の概要

1 復興に関する組織等

- 復興対策本部の設置
内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。
- 復興基本方針の策定
政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 復興計画の作成等

- 大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとする。
- 大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとする。

3 復興計画等における特別の措置

- 復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとする。
- 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。
- 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。
- 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとする。

4 災害復旧事業に係る工事の国等による代行

- 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとする。

5 その他

- 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする。

図2-2 復興法の概要

なお、復興法の対象となる特定大規模災害は、著しく異常かつ激甚な非常災害で、災害対策基本法の緊急災害対策本部が設置されたものとされているが、平成25年時点で、同対策本部が設置された事例は東日本大震災のみである。（阪神淡路大震災では設置されていない。）

この他、復興法では都市計画の特例として、一団地の復興拠点市街地形成に関する都市計画（復興法第41条）及び特定大規模災害に見舞われた被災都道府県及び被災市町村の都市計画の事務について、必要があると認めるとき、次のとおり国又は県が代行できる規定が設けられている。（復興法第42条）

表2-8 復興法における国又は県による都市計画事務の代行

対象	代行者	代行できる事務
都道府県	国	被災都道府県の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定又は変更
市町村	国 又は 被災都道府県	(1) 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画 (2) 被災市街地復興推進地域に関する都市計画 (3) (1), (2)以外で被災市町村の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画